

平成26年教育福祉委員会会議録

1. 招集年月日 平成26年3月12日
2. 招集の場所 可児市役所5階第1委員会室
3. 開 会 平成26年3月12日 午後1時14分 委員長宣告

4. 審査事項

審査事件名

議案第24号 可児市知的障がい者通所施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について

議案第28号 指定管理者の指定に係る指定期間の変更について

議案第29号 指定管理者の指定に係る施設の名称の変更について

請願第2号 要支援者を介護予防給付から外すことに反対する請願書

説明事項（次期定例会上程予定案件）

- 1) 可児市福祉センターの設置及び管理に関する条例の一部改正
- 2) 可児市幼稚園の設置等に関する条例の一部改正
- 3) 可児市児童館設置条例の一部改正

報告事項

- 1) 地域福祉計画について
- 2) 健康増進計画について
- 3) いじめ防止基本方針について
- 4) 学校給食異物混入対策マニュアルについて

その他

5. 出席委員（7名）

委員長	山口正博	副委員長	出口忠雄
委員	林則夫	委員	可児慶志
委員	山根一男	委員	天羽良明
委員	川上文浩		

6. 欠席委員 なし

7. その他出席した者

議 員 富田牧子

8. 説明のため出席した者の職氏名

健康福祉部長 佐藤 誠 教育委員会事務局長 高木美和

健康福祉部参事 小池百合子
こども課長 酒向博英
教育総務課長 山本和美
学校給食センター所長 渡辺哲雄

健康福祉部次長 安藤千秋
健康増進課長 井藤裕司
学校教育課長 林 眞司

9. 職務のため出席した者の職氏名

議会事務局長 高木伸二
議会事務局
議事 小池祐功

議会事務局
議会総務課長 松倉良典
議会事務局
議事 上田 都

開会 午後 1 時14分

委員長（山口正博君） 定刻前ですけれども、全員そろいましたので、ただいまから教育福祉委員会を開会いたします。

本日は委員会を招集しましたところ、委員の皆様方、そして執行部の皆様方には御出席を賜り、まことにありがとうございます。

前委員長に引き続き、私が委員長になりまして初めての委員会となります。ふなれでございますが一生懸命頑張りますので、御協力のほどお願いをいたします。

それでは、これより議事に入ります。

まず、議案第24号 可児市知的障がい者通所施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について及び議案第28号 指定管理者の指定に係る指定期間の変更について、議案第29号 指定管理者の指定に係る施設の名称の変更についての3議案を一括議題といたします。

執行部の説明を求めます。

健康福祉部次長（安藤千秋君） 議案の説明をさせていただきます。

議案第24号 可児市知的障がい者通所施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について御説明いたします。

資料番号1、第1回可児市議会定例会議案の16ページと資料番号6、提出議案説明書の2ページに当該条例について記載されております。

初めに、ふれあいの里可児の現状について御説明いたします。

現在、ふれあいの里可児では、同じ建物の中で知的障がい者通所施設と重度障がい者支援センターという2つの事業が実施されております。

知的障がい者通所施設は障害者総合支援法に基づく就労継続支援B型の事業所として運営されております。また、重度障がい者支援センターについては、障害者総合支援法に基づかない市の独自の事業として運営されております。なお、それぞれの施設の運営については、指定管理者制度により社会福祉協議会へ委託しております。

今回の条例改正の趣旨は、重度障がい者支援センターが障害者総合支援法による生活介護サービスと同様のサービスを提供していることから、同法による生活介護サービスを提供する事業所へ移行し、従来から法定施設として運営しているふれあいの里可児作業所と統合した施設にするため、関係条例の改廃を行うものでございます。

生活介護サービスは、昼間に入浴、排せつ、食事の介護等を行うとともに、創作活動や、または生産活動の機会を提供するサービスとされております。

法適用化のメリットは、障害者総合支援法に基づくサービスを提供することにより、特定財源として国・県の負担金が収入できることでございます。

次に、資料番号6の提出議案説明書の2ページをごらんください。

条例の改正内容について御説明いたします。

条例の題名、第1条、第2条については、知的障がい者を障がい者に改正しております。

知的障がい者以外の障がい者の方も利用されていることから、障がい者に改正します。

第3条については、施設の名称をふれあいの里可児に改正します。

第5条第1号については、指定管理者が行う業務に障がい者に必要な支援に係る業務を加える改正でございます。

附則第2項は、可児市重度障がい者支援センターの設置及び管理に関する条例は廃止することとしております。

施行日は、平成26年4月1日でございます。

続いて、議案第28号 指定管理者の指定に係る指定期間の変更について及び議案第29号 指定管理者の指定に係る施設の名称変更について御説明いたします。

資料番号1の24ページと25ページに記載されております。資料番号6の提出議案説明書については、4ページに記載されております。

資料番号6、提出議案説明書の4ページをごらんください。

議案第28号については、知的障がい者通所施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正することに伴い、指定管理者の指定に係る指定期間を変更する議案でございます。

平成22年12月22日議決によるふれあいの里可児支援センターの指定管理者の指定について、指定期間、平成23年4月1日から平成28年3月31日までを平成23年4月1日から平成26年3月31日までに変更するという内容でございます。

次に、議案第29号については、条例の改正に伴う指定管理者の指定に係る施設の名称変更でございます。

平成22年12月22日議決によるふれあいの里可児作業所の指定管理者の指定について、施設の名称をふれあいの里可児作業所からふれあいの里可児に変更するという内容でございます。説明は以上です。

委員長（山口正博君） これより、議案第24号及び議案第28号、議案第29号に対する質疑を行います。

委員（山根一男君） 今の説明の中で、この変更によって、国・県からの収入とありますが、補助がふえるという説明がありましたけど、大体でいいんですけど、どれぐらいの単位の金額が見込めるといことになるんでしょうか。

健康福祉部次長（安藤千秋君） 26年度の予算の雑入で1,500万円の収入を予定しております。そのうち約1,100万円から200万円が国・県の負担金ということになっております。以上です。

委員（山根一男君） それで、今まではもらえなかったのが、今回こういう変更によってできるということですね。わかりました。

健康福祉部次長（安藤千秋君） 今までは一般財源で事業を行っておりましたが、26年度からは国・県の負担金も収入できるということでございます。

委員（山根一男君） 予算説明でもあったかと思いますが、特段それ以外に変わることで、サービスの面とかはないということでしたけど、改めて確認させてもらっていいんでしょうか。

これによってサービスの低下とか、何が変わるかということなんですけれども。

健康福祉部次長（安藤千秋君） 法定施設になりますので、ほかの福祉サービス事業所と同じように1割負担の利用負担が発生するということです。

それから1割負担ということで、所得に応じて負担していただくことになりますが、ふえる方もあるかもしれませんが、現在のところ、負担がない方が多いといった状況でございます。

それから給食費ですが、現在490円の弁当をとっているんですが、26年度からはその負担が490円から470円に引き下げられるという予定になっております。以上です。

委員（山根一男君） その1割負担の部分ですけど、およそいかにほどになるんでしょうか。

健康福祉部次長（安藤千秋君） 所得に応じて決まりますが、ほとんどの方が負担がないということになります。現在利用されている方で、1人か2人については負担が生じる可能性があるということですが、他の障害者福祉サービスと一緒に限度額も計算しますので、どれだけ負担がふえるかということは、ほかのサービスの利用とあわせて比較する必要があるかと思いますので、この場ではちょっとお答えはできないという状況です。

委員長（山口正博君） そのほかに質疑ございませんか。

委員（山根一男君） もう1件、28号のほうですけど、指定管理の期間を短くするということなんですけれども、私もちょっと知識が不足していて申しわけないんですけども、契約で5年というふうになっていたのではないのでしょうか。それが可能なんですか。社会福祉協議会だからという話もあるのかもしれませんが、普通契約先だったら、5年を短くされると非常に困るんですけど、それは合法的なこと、合法的だからやったとは思いますが、その辺の説明をお願いできますか。

健康福祉部次長（安藤千秋君） 年度協定とか基本協定で、指定管理の内容については定めておまして、事情の変更によっては、双方の協議によって変更できるということになっております。その規定に基づいて今回変更するというところでございます。

委員（山根一男君） 変更する理由は何でしたっけ。

健康福祉部次長（安藤千秋君） 現在も、障害者支援センターについては、障害者福祉サービスと生活介護と同様のサービスを提供しているということで、法定化施設に移行すると。そのための条例改正だということ。それから、国・県の負担金が収入できるといったメリットもあるということが理由になっております。

委員（山根一男君） ちょっと聞き取れなかったんですけど、済みません。

健康福祉部次長（安藤千秋君） 最初に説明しましたが、現在のサービスについては、生活介護サービスと同じ内容のサービスを行っているということですので、法定施設に移行したほうが国・県の負担金もあって有利ではないかということが理由になっております。

委員長（山口正博君） 福祉部次長、山根委員の質問は、期間がどうして平成26年3月31日で終了するのかという部分ですので、それを明確に御答弁ください。

健康福祉部次長（安藤千秋君） 可児市重度障害者支援センターについては、条例で廃止す

るということにしましたので、指定管理の契約期間も平成26年3月31日で指定管理者の指定についてはしないということでございます。

委員（山根一男君） そうすると、新たにまた指定管理をこれからするという事ですか。何年でやるんですか。

健康福祉部次長（安藤千秋君） 新たに基本協定、年度協定を締結し直すんですが、平成28年3月31日までにするということでございます。

委員長（山口正博君） そのほか質問はございませんか。

〔挙手する者なし〕

それでは質疑を終了します。

暫時休憩します。

休憩 午後1時29分

再開 午後1時29分

委員長（山口正博君） 暫時休憩に引き続き会議を再開いたします。

続いて討論を行います。

討論はございませんか。

〔挙手する者なし〕

討論を終了します。

これより議案第24号 可児市知的障がい者通所施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを採決いたします。

挙手により採決いたします。原案に賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

挙手全員であります。よって、議案第24号は原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

続いて、議案第28号 指定管理者の指定に係る指定期間の変更についてを採決いたします。

挙手により採決いたします。原案に賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

挙手全員であります。よって、議案第28号は原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

続いて、議案第29号 指定管理者の指定に係る施設の名称の変更についてを採決いたします。

挙手により採決いたします。原案に賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

挙手全員であります。よって、議案第29号は原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

続きまして、請願第2号 要支援者を介護予防給付から外すことに反対する請願書を議題

といたします。

それでは、初めに事務局から請願文書の朗読をお願いいたします。

議会事務局書記（上田 都君） では、朗読いたします。

要支援者を介護予防給付から外すことに反対する請願書。

1．請願者、岐阜県社会保障推進協議会会長 高田一朗。住所、岐阜市北山1丁目13番18。

2．紹介議員、伊藤健二、富田牧子。

3．請願の趣旨・理由。

日ごろから、市民の命と暮らしを守るために御奮闘されていることに敬意を表します。また、私どもの活動に対する御協力に感謝申し上げます。

早速ですが、2013年8月6日に社会保障制度改革国民会議の報告（以下、国民会議報告）が出され、また8月21日には社会保障制度改革推進法第4条に基づく法制上の措置の骨子についてが閣議決定され、社会保障制度の見直しに向けた動きが始まりました。

介護保険制度では、地域支援事業の見直しとあわせた地域の実情に応じた要支援者への支援の見直しをすとして、これまで要支援者に介護予防給付で行ってきたサービスを介護予防給付から外して地域支援事業で行うとしています。

要支援者に対する介護給付が地域支援事業に移行されたら、給付内容が市町村の裁量になり、人員や運営基準もなくなるために、給付内容で自治体間の格差がつき、介護の質の低下などが懸念されます。

また、訪問介護サービスや通所介護サービスなどが利用できなくなることも予想されます。

今後、高齢者がふえる中で、安心して介護給付が受けられるためには、要支援者に対して今までどおり介護保険給付（介護予防給付）で実施することが必要だと考えます。そのために、貴議会として、以下の要請項目を国に対して要望することを要請いたします。

4．請願項目。

要支援者に対する給付を地域支援事業に移行せず、今までどおり介護予防給付で行うよう国に要望してください。以上です。

委員長（山口正博君） 本請願の趣旨などについて、紹介議員である富田牧子議員に本委員会にて説明をしていただきたいと思いますと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

異議なしということで、それでは富田議員、よろしく願いいたします。

委員外議員（富田牧子君） 午前中に引き続き御苦労さまです。

それでは、ちょっと長くなるかもわかりませんが、私のほうから補足説明をさせていただきます。

皆様も御承知のように、要支援というのは要介護状態に陥らないように予防するというのが目的でこの要支援というのが認定されるわけですけれども、この要支援の方々は居宅介護予防サービスを受けることができます。その内容としてデイサービス、デイケア、訪問介護、

家事援助などのホームヘルプサービス、また福祉用具貸与が受けられることでございます。利用者にとっては、やはり自分の暮らしを支えるかなめとなる大切な制度です。

全国で要支援の認定者というのが、ちょっと古い資料なので申しわけないですが、150万人、そしてその中でサービスを利用している人は96万人ということでございます。

この可児市におきましては、平成24年10月の資料で、789人が要支援の認定だということになっております。

この要支援者の利用するサービスのうち、6割を占めるのが訪問介護と通所介護です。これは、市町村が実施をするということに今度したいというのが国の方針なんですけれども、サービスの内容や、その中の事業所の人員とか、また単価とか、それはこれまではきちんと国の基準が決まっておりましたけど、今後これを市町村に移行するということになりますと、基準はなくなって、市町村が柔軟にと言えは聞こえはよろしいですけれども、余り十分でないサービスで対応してもいいよということになります。費用を削減するためにボランティアや民間企業の活用も可能になるということです。しかし、現在の介護報酬以下の単価を設定することも求めており、現在と同質のサービスはほとんど行われまいであろうということが言われております。

そうなりますと、事業所をお願いしても事業所は減収ということになりますし、一方で、サービスが低下するなら利用料を引き下げるということもあり得るわけなんですけれども、国の方針としては、利用料を引き下げるといことはできないということが言われておりますので、利用者にとってはサービスの質は落ちたけれども、負担は重いままということになるというのが、今度もし改定されましたら、そういうことが予想されるということです。

あるところでアンケートをとりまして、介護保障を求めるひろしまの会というところがアンケートをとりました。その中で利用しているサービスは、やっぱりヘルパー、デイサービス、デイケアが最も多い。そして最も役立った、最も助かったサービスというのは、同じようにヘルパーとかデイサービスとかデイケアとか、こういったサービスを利用することによって、家事に不足がなくなって生活が安定をする。また、今の制度が利用できなくなると、本当にかわりとなる受け皿がないという心配がなされております。

それで、今皆様のお手元にお願いがなされております、この岐阜県社会保障推進協議会というところは、大きい団体で、中央団体があるんですけれども、それを中央社会保障推進協議会というんですが、ここが昨年の11月から12月に、市町村に対してこれから要支援の1・2の利用者が受ける訪問介護、通所介護を市町村事業に移行する政府の方針についてアンケートで尋ねております。そうした中で、21都道府県の620の保険者が回答しているんですけれども、その中の回答としては、訪問介護、通所介護を市町村事業に移行することが可能と言ったのが、自治体の中では全部で16.1%。不可能と答えたところが31.3%。その中身は、町単独では困難、財政的、人力的な理由から難しい。また、NPOやボランティア等受け皿が確保できないという回答もあったそうです。あとの残りは判断不可ということで、わからないということでありました。

可能と答えた自治体の中でも、例えば事業所やボランティアとの協力の仕組みが明らかではないから大変不安。国からの財政的支援が絶対に必要だ。しかし、その裏づけが保障されていないということで、可能ではあっても不安が大変大きいということです。

また、このところで特別養護老人ホームの施設長 1 万6,000人が介護保険の改悪の反対の署名をしております。その中で意見として、要支援者を保険給付から外して移行するほうが効果的という根拠が全然はっきりしていないのに、政府のほうがそのように言っていると。また、介護保険は個人への給付であるので、市町村事業に移行するということはおかしいのではないかと、こういう意見も出ております。

最後に御紹介いたしますのは、恵那市議会から同じような介護保険制度の見直しに係る請願が出まして、ここでは反対の意見書というか、その意見書に賛成の意見書が出ておりますけど、その中で御紹介すると、恵那市議会は要支援者を介護予防給付から地域支援事業に移行することにより、介護サービスが不均一となり、社会保障制度として公平性が維持できなくなるため、従来どおりの介護予防給付を継続することという内容で意見書を上げております。

これは、来年の介護保険の改悪の中身ですので、今皆様がこうしたことに賛成をさせていただいて、これを移すなということになりましたら、改悪は一部分でも阻止できるというふうに思いますので、ぜひよろしくお願ひしたいと思います。以上です。

委員長（山口正博君） ありがとうございます。

ただいまの紹介議員の説明につきまして、御質問はございませんか。

〔挙手する者なし〕

ないようですので、質問は終了させていただきます。

富田議員は御退席していただいて結構です。ありがとうございます。

本日は、参考として現在の国の動向や介護保険制度の現状などについて、執行部に説明をお願いしてありますので、これより説明をしていただきます。

それではお願いいたします。

健康福祉部参事（小池百合子君） まだ国のほうからの指針が出てきておりませんので、昨年末に行われた全国課長会議での資料をもとにお話をさせていただきます。

まず、予防給付の見直しなんですけれども、今お話にありましたように、要支援1・2の方の中の通所介護と訪問介護が移行するということになります。訪問型、通所型サービスは、介護予防生活支援サービス事業という名前に変わります。29年度末までに全て移行するというふうな打ち出しになっています。

それとあわせまして、介護予防事業も充実するということになっておりますので、住民運営の通いの場を充実させて、介護予防と生活支援サービスをあわせて行っていくというのが基本的な話になります。

事業の内容なんですけれども、介護予防生活支援サービス事業としては、訪問型、通所型、生活支援型とあります。訪問型におきましては、今までの既存の訪問事業所が行っていたよ

うな身体介護や生活援助の訪問介護、それからNPO、民間が行うような掃除、洗濯等の生活支援、それから住民ボランティアの方が行うごみ出し等の生活支援サービス、このように事業者を役割分担して利用したらどうかという考えが見られます。

通所介護、デイサービスなんですけれども、こちらも既存の今までの通所介護事業所による機能訓練の通所デイケア、デイサービスですね。それからNPO、民間事業所で行うミニデイサービス。それからサロンとか住民が行っている宅老所とか、いろんなサークルとか、そういう交流の場を利用する場合。それから、リハビリとか栄養とか、市が行っていますいろんな健康教室等、専門職が関与する教室を利用すると。このようないろんなサービス、主体を利用しながら、利用者がその中でいろいろサービスを選択することができるようにというのが国の考えになっています。

今まで急に要支援、29年4月までは一応、可児市がもし始まったとしましても、今までどおりのサービスも利用できますし、新しいサービスもできるというふうにはなっておりますけれども、現在のところはまだちょっとそういう移行期間に入っていないので、何とも言えません。

事業費の単価なんですけれども、訪問型、通所型サービスについては、現在の訪問介護、通所介護の予防給付の報酬以下の単価を市町村が設定するという仕組みになっていますので、高額な予防給付以上のことは設定できないという、その辺に今までの費用を下げるところがあると思います。

利用料につきましても、サービスの内容に応じた利用料を市町村が設定するということになりますが、利用料の下限については、要介護者の利用者負担割合を下らないようにというふうになっています。

あと、事業者への委託等ですけれども、市町村が事業者へ委託する方法に加えて、あらかじめ事業者を指定するということですので、今までの事業者も委託という形もできますし、サロンとかサークルとか、一般のNPOの方がやってみえるような団体に関しては、あらかじめ指定事業者というふうに市が認定すれば、要支援の方の利用ができるというふうになっています。

限度額管理というのがありまして、今のように訪問介護と通所介護というヘルパーとでデイサービスが移行した分だけを使う場合は、チェックリスト、毎年65歳以上の方にこういうことはできますかと、25項目のチェック項目があるんですけれども、そこで虚弱者というふうに認定された方は、この市の地域支援事業で行うサービスについては利用できます。

ただ、それ以外の住宅改修とかショートステイとか、介護保険の中のサービスを使う方は、今までどおりケアプランを立てなくてははいけませんので、地域包括支援センターの職員がケアマネジメントします。両方を使う場合は、限度額管理が出てきますので、上限これだけという設定が必然的に設けられることになります。

それから、財源については、今までどおり予防給付の負担割合で市町村が12.5%を負担することになりますが、今まで地域支援事業は想定される介護給付費の2%から3%で、可児

市は今3%のうちの地域支援事業費は1%を割り当てているんですけども、その枠組みについては、これから国のほうがどれだけというふうに設定をされてくるということになると思いますので、現時点ではちょっとそれはわからない状況です。

内容については、いわゆる今までのような資格を持った介護福祉士が要支援の方の掃除とか買い物とかを果たしてやる方がいいのだろうかということから端を発していると思うんですね。掃除、買い物については、今お話ししましたようにボランティアさんとか、近隣の方の支援があれば充実できるのではないかと。その点を考えると費用負担も安く済むのではないかとということがうかがえますし、デイサービスにつきましても、要支援の方は今週1回、要支援2の方は週2回なんですけれども、安い金額で設定したことになるんですけども、近隣のサロンとかサークルを利用することになれば、週1回以上の利用が可能になって、それはまた介護予防のことから考えれば効果があることかなと思います。

ただ、その受け皿となるサロンとかNPO団体の方とかが、可児市にどれだけ理解を示して受け入れてくれるかということは、平成26年度の課題だと思います。

簡単ですけど、以上です。

委員長（山口正博君） ありがとうございます。

それでは、ただいまの説明につきまして、質疑はございませんか。

委員（川上文浩君） 現行サービスの財源構成なんだけど、保険料が45%、国が22.5%、都道府県が11.25%、市町村が11.25%、利用者負担が10%で間違いないですか。今12.5%と言われた。

委員外議員（富田牧子君） それは個人負担は入っていない分です。

委員（川上文浩君） わかりました。

それで、これが移行した場合に、市町村の負担というのはこれ以上ふえますか、ふえませんか。

健康福祉部参事（小池百合子君） 事業費の上限については、国のほうは予防給付から事業に移行する分を賄えるように設定をするというふうに言っておりますし、予防給付から移行する訪問介護、通所介護費と予防事業の合計額を基本にしつつ、市町村の後期高齢者の伸び率を勘案して設定した額を検討するというふうに言っていますので、高齢者がすごく多いところは、それにあわせた金額がやっぱり上乘せされてくると思いますので、それ以上額を出るようなことになれば、介護保険の見直しをする必要がなくなってしまいますので、それを超えないようにしていくということは当然のことだと思います。

委員長（山口正博君） そのほか質問はございませんか。

委員（山根一男君） 要支援1、2の方のことですけども、もしそういうデイサービスとか使えなくなった場合、デイサービスなんかは必ず送迎があるみたいですけども、そういうことがなくても利用できるような方が対象なんではないかな。

健康福祉部参事（小池百合子君） 国のほうの、可児市のほうはちょっと調べていないのでわからないんですが、要支援1、2の方の体の状態はどうかということなんですけれども、

身の回りの動作をADLといいますし、生活行為をIADLというんですけれども、ADLについては、ほとんど自立しております。IADLの中で一番求められるのは、買い物自立できていないという部分が若干低いということで、ほとんどの日常生活については、要支援1、2の方に関してはほとんど自立ということですので、近隣であれば歩いていけるということだと思います。

ただ、そういうサークル、受け皿が遠方にあるとなると、やっぱり送迎の部分は何らか考えないと、このサービスはちょっとできないと思いますので、その辺は市の裁量の中で新たなサービスはつくっていくことになると思います。

委員長（山口正博君） そのほか御質問はありませんか。

委員（川上文浩君） やってみたいとわからないというところがあるんだけど、全体の中で、やはり利用者と事業者の声は、サービスの低下につながっていったり、要支援の量、質がアンバランスになってくるというようなことを言われて、結構半分ぐらいだろうかなという方々が不安というか、そういうのを事業者も利用者も訴えているような現状が今あると思うんですけれども、それに対して、25年度からの実施を目指しているわけですが、そういった事態は起こり得る可能性というのは予想されますか。

健康福祉部参事（小池百合子君） 恐らく導入時期においては、利用者の方についても今まで送迎あり、給食あり、入浴ありということで、それが一遍にして送迎もありませんよ、食事もついていませんよとなったときに、ちょっとサービスの低下という物足りなさを感じられる方はきっと見えると思いますし、事業者の方にとっても、やはりデイサービス、ヘルパーの派遣にしても、要支援1、2の方の6割の給付費のうちの半数以上はこのお金がほとんどかかっていますので、その分が収入として入ってこないということになれば、大きな痛手になるかとは思いますが。

だからといって、急に全て、事業所を全部使わなくても市だけでやっていけるかどうかというのは、ちょっとまだわからないところがありますので、既存の事業所も利用しながらということはある得ると思いますが、介護サービス費のお金をそのまま計上しての事業委託ということは、やっぱりちょっとできないと思いますので、低い金額での委託は考えなくてはいけないかなと思っています。

委員（川上文浩君） あと、事業者とか専門職、介護福祉士とケアマネジャーも含める中で、心配されるのが、かえて市町村に移行した場合に重度化を招くんじゃないかというような懸念があるような声が聞こえますが、そのあたりは健康福祉部ではどのように考えていますか。

健康福祉部参事（小池百合子君） あくまでも要支援1、2の方はほとんど身辺自立をできているという想定で国も考えている制度の移行になると思いますので、それに当てはまらないとなる場合は、やっぱり介護認定をもう一度受けていただいて、介護度が上がるというふうになっていくんじゃないかと思っています。

あくまでも、難しいところですが、重度化になる部分の方については、もう既に要

支援 1、2の方ではないかなというふうに判断しておりますので、その辺、制度が移行する時期になったら、恐らく認定の更新とか、再認定のほうで慌ただしい時期を迎えるんじゃないかと思います。

委員（川上文浩君） これに移行した場合に、例えば市町村が担うということになった場合に、今までよりもサービスが向上するという面はあるか。例えば要支援 2、要介護 1の間のすき間であった部分のサービスですとか、そういった意味で、かえって逆にサービスが充実するんだよということは考えられますか。

健康福祉部参事（小池百合子君） ヘルパーの派遣につきましても、決められた時間内に行うことだけですので、恐らくそれ以外の時間は利用者の方と接点はほとんどないと思うんですけれども、それを地域の方が肩がわりすると、地域のそういう新たなサービスを利用することで、生活支援だけではなく、見守りとか、そういう地域とのつながりもできて、本人さんにとってもつながりが深くなると思いますし、地域の方にとっても、自分たちで地域の高齢者の方を守っていくという意識づくりとか、地域づくりに発展するんじゃないかと思っています。

さらに、サロンなんかはほとんどの方が高齢者の方が運営してみえますので、元気な高齢者の方が虚弱な方の面倒を見るということで、元気な方の生きがいづくりにもつながっていくのではないかなと、そういうことは期待したいなと思います。

委員（川上文浩君） 最後に、市内の事業者、またケアマネジャー、そういった専門職の方々から、この移行に対する考えですとか意見というのは、集約されたとか聞いたとか、なければ結構です。あれば教えてください。

健康福祉部参事（小池百合子君） まだ集約とか意見を直接は聞いておりません。

委員（山根一男君） 単純な質問ですけど、もしこれに移行された場合、現在の要支援 1、2の方は地域包括支援センターを利用できないとか、ケアマネジャーとは関係なくなるとか、そういったことではないんですかね。それは同じですか。

健康福祉部参事（小池百合子君） 今までどおり、移行したサービス、地域支援事業のサービス以外の住宅改修とか、ショートステイとかを利用するには、予防プランが必要になりますので、地域包括支援センターの職員のマネジメントがどうしても必要になってきますので、かわりはありません。

委員長（山口正博君） そのほか質疑ございませんか。

〔挙手する者なし〕

ないようですので、それでは質疑を終了いたします。

これより本請願に関し、自由討議を行います。委員の皆様のお意見をお願いいたします。

委員（天羽良明君） 社会保障の支え手である勤労世帯の割合が減っていく中で、社会保障の財源の安定確保だけではなくて、いよいよ社会保障給付費自体を抑えていかなければならないという待たなしの流れが、介護給付に対しても来たんだなというふうに思います。

一方で、今小池参事のお話にもありましたが、本市も高齢化を見据えて、それぞれの人生

の過ごし方、地域での居場所づくり、地域で支え合いの事業にも取り組んでいます。平成25年7月現在で、宅老所は18個、サロンは43ぐらいあるということで、私も参加したことがございますが、大変心安らぐいい場所だなというふうに思いました。地域包括支援センターも5つ今度できれば、地域に密着したサービスの準備が進んでいくのではないかとこのように思います。

要支援者に対する変化として、介護サービス、自治体間での格差というものは確かに懸念はございますが、これは今でも各それぞれの自治体の考えによって起こっていた格差というものがあったと思います。高齢化率が高くなって、高齢者がふえていく、公的支援のあり方を見直して、介護保険の負担を抑制することを検討することは、重要な課題であると思います。地域の力をかりて、ごみ出し、見守り、買い物に連れていってあげるなど、お互いの助け合いは心の輪が広がっていきますし、共助を改めて考えた上で、隣近所で助け合っていくという手を差し伸べて、寄り添って助け合うという世の中、そういった可児市をつくっていくべきだというふうに私は思います。

委員長（山口正博君） そのほかございませんか。

委員（山根一男君） 私も、国の政策としていよいよこういう社会保障費を少しでも下げるという大きな前提があるのではないかと思いますけれども、世代間の一つの大きな課題でありまして、痛みを伴うものであるのは確かですし、現在要支援を受けている方とか予備群の方、あるいは業者の方、あるいは市にとってもある意味非常に大きな関門といたしますが、解決していかなくちゃいけないことがたくさんあるかもしれませんが、一方で、ここにあるような助け合いといたしますが、地域支援事業として、介護予防がいろいろ叫ばれながらもなかなか前に進まなかったのが、これでもういや応なく進めていかなくちゃいけない。それも、より健康な高齢者の方が主になって動いていくとかいう、ある意味、今回可児市はK - m o n e y の話も出ておりますけれども、地域の助け合いをさらに向上させていく意味合いもあるかと思っておりますので、物事には2面、3面ありますけれども、これはある意味必要なことではないかなという思いであります。

委員長（山口正博君） そのほかございませんか。

委員（川上文浩君） 今質問させてもらって、健康福祉部参事が的確に答えていただいたんで、僕が懸念していたのは、市町村で本当にできるのかなあというところでしたけれども、今の答弁を何の打ち合わせもなくしっかり答えていただいたんで、しっかりできるのかなあというような気はしていますけれども、この請願の趣旨にありますように、基本的にやはり事業者とか、専門職とか、今利用されている要支援1、2の方々にとっては非常に不安な面があるということも事実でありますので、今後はそういった不安を取り除くべく、25年度に向けて市としてどういう体制づくりをしていくかということが最重要課題であろうなあとこのように思っています。

最終的に、先ほども質問させていただいた中で、これを導入することによって、要支援1が2になったり、2が介護のほうに行ったりですとか、そういうような重度化を招くような

ことがあってはならないというふうに思いますので、その辺のところを地域包括支援センターが1つふえて5になるということですが、全体の地域ケアシステムの中で地域包括支援センターのあり方をしっかりと見直した上で、新たな仕組みをつくっていく状況にあるんであるというふうに思います。

ただ、やはりこの中では、市町村が事業をやることによって、実際の今までのサービスの提供に対して、本当にできるのかという不安、それから本当に不安とあわせて、大丈夫というようなところもあるものですから、そういったところは在宅医療も含めてしっかりとした仕組みをつくり上げるときが来ているんだろうというふうに思っております。

ただ、団塊の世代が高齢期を一気に迎えるこの時代に、若い世代に負担ばかりを求めていくということは、非常に避けていけなくちゃいけないという裏事情もあるということもわかりますし、当然今の部分で、公助の部分が破綻しつつある、それを何とか共助へと移行しながら、ケアサービスにおいても地域格差をなくしながら進めていくということは必要であろうというふうに思います。

ただ、市町村格差というのもあるでしょうけれども、市内の中でも格差ができる可能性があるので、そういったところは本当にケアしていくということを、行政が、市町村が明確に指針を出すべきだというふうに思いますので、そのところは今後しっかりと指針は出していただきたいというふうには思っております。以上です。

委員長（山口正博君） そのほかございませんでしょうか。

〔挙手する者なし〕

意見がないようでございますので、それでは自由討議を終了します。

これより討論を行います。

討論はございませんか。

委員（出口忠雄君） 私は、請願第2号 要支援者を介護予防給付から外すことに反対する請願書に反対の立場にて討論いたします。

要支援は、要介護に比べると症状や状況が比較的安定しているケースが多く、日常生活の一部に介護が必要なものの、介護の支援を受ければ、心身の機能維持、改善が見込める状態をいう。要支援者に対する介護給付が地域支援事業に移行されれば、全国一律のサービスの種類、内容、運営基準、単価等によるのではなく、市町村の判断でボランティア、NPO、民間企業、社会福祉法人等の地域資源を効果的に活用できるなど、市町村が地域の実情に応じ、住民主体の取り組みを含めた多様な主体による柔軟な取り組みにより、効果的かつ効率的にサービスの提供ができる。

また、従来の介護予防給付と比較し、利用者が多様なサービスを利用性に合った形で選択が可能であり、食器洗い、洗濯物の取り入れ、ごみ出しなど、単独ではサービスに組みづらかったものも利用可能となる。全国一律のサービス内容であった訪問介護や通所介護については、事業に移行することにより、多様なサービスが多様な主体により提供され、サービス量が増加、利用者が多様なサービスを選択可能となり、訪問介護では既存の訪問介護事業者

による身体介護等の訪問介護が可能で、NPO、民間事業者等による掃除、洗濯などの生活支援サービスも可能となり、住民ボランティアによるごみ出しなどの生活支援サービスを受けることもできる。

通所介護では、既存の通所介護事業所による機能訓練等の通所介護が可能で、NPO、民間事業者等によるミニデイサービスが可能となり、コミュニティーサロン、住民主体の運動、交流の場の開設、リハビリ、栄養・口腔ケアなどの専門職等が関与する教室を開催するなど、同事業の導入により多様なマンパワーや社会資源の活用などが図られ、地域の創意工夫を生かした取り組みの推進が期待される。

要支援と自立を行き来するような高齢者には、総合的で切れ目のないサービスを提供し、自立や社会参加意欲の高い人には、社会参加や活動の場を提供できる。介護予防ボランティア養成研修を受けた65歳以上の高齢者が、介護予防事業でのボランティアや地域の集会所などでの自主的な介護予防活動、要支援者の自宅を訪問して行う掃除、ごみ出し等の訪問型生活支援サービスを行うことを支援できることも考えられる。これまでの介護予防の問題点として、介護予防の手法が心身機能を改善することを目的とした機能回復訓練に偏りがちであったり、介護予防終了後の活動的な状態を維持するための多様な通いの場を創出することが必ずしも十分でなかったなど、介護予防の利用者の多くは機能回復を中心とした訓練の継続こそが有効だと理解し、また介護予防の提供者も活動や参加に焦点を当ててこなかった。しかし、これからの介護予防の考え方として、機能回復訓練などの高齢者本人へのアプローチだけでなく、生活環境の調整や、地域の中に生きがい、役割を持って生活できるような居場所と出番づくり等、高齢者本人を取り巻く環境へのアプローチも含めたバランスのとれたアプローチが重要であり、地域においてリハビリテーション専門職等を生かした自立支援に資する取り組みを推進し、要介護状態にあっても生きがい、役割を持って生活できる地域の実現を目指すことができること、高齢者を生活支援サービスの担い手であると捉えることにより、支援を必要とする高齢者の多様な生活支援、ニーズに応えるとともに、担い手にとっても、地域の中で新たな社会的役割を有することにより、結果として介護予防にもつながるといふ相乗効果をもたらす。住民自身が運営する体操の集いなどの活動を地域に展開し、人と人とのつながりを通じて、参加者や通いの場が継続的に拡大していくような地域づくりを推進することができる。

このような介護予防を推進するためには、地域の実情をよく把握し、かつ地域づくりの中心である市町村が主体的に取り組むことが不可欠である。このようなことから、本請願の要支援者を介護予防給付から外すことに反対する意見書に反対します。以上です。

委員長（山口正博君） 他に討論ございませんか。

〔挙手する者なし〕

それでは、討論を終了します。

これより請願第2号 要支援者を介護予防給付から外すことに反対する請願について採決いたします。

挙手により採決いたします。請願第2号を採択とする方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

挙手なしと認めます。よって、請願第2号は不採択とすべきものと決定いたしました。

以上で、委員会に付託されました案件の審査は終了いたしました。

お諮りします。

本日審査いたしました案件に関する委員長報告の作成につきましては、委員長、副委員長に御一任いただきたいと思います。御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

異議なしと認め、そのようにさせていただきます。

健康福祉部次長（安藤千秋君） 済みません。先ほどの議案第28号の説明について、少し補足させていただきます。説明が不十分なところもあったかと思しますので、少し説明させていただきます。

ふれあいの里可児支援センターの指定管理者としての指定期間については、平成26年3月31日までに変更するということと、それから生活介護サービスについては、ふれあいの里可児で平成28年3月31日まで社協が引き続き指定管理者として事業を実施するといった内容でございますので、補足説明とさせていただきます。

委員長（山口正博君） 暫時休憩します。

休憩 午後2時15分

再開 午後2時15分

委員長（山口正博君） 採決後であります。そういう説明があったということで処理をさせていただきます。

続いて、説明事項1．可児市福祉センターの設置及び管理に関する条例の一部改正を議題といたします。

執行部の説明を求めます。

健康福祉部次長（安藤千秋君） 可児市福祉センターの設置及び管理に関する条例の一部改正について御説明いたします。

改正の概要としましては、可児市では、民間にできることは民間でという考え方にに基づき、原則として全ての事務事業を対象にアウトソーシングの導入可能性を検討しており、可能と考えられるものについては導入を推進することとしております。

その検討の結果、平成27年度から福祉センターにおいて指定管理者制度導入をすることとし、その手続を進めるために6月議会に条例改正を上程するものでございます。

指定管理者制度の導入により、市民福祉に関する相談、講座、研修会等の市民の自主的な活動の場を民間のノウハウを生かして提供することが期待できるのではないかと考えております。以上です。

委員長（山口正博君） この件に関して質疑を行います。

質疑はございませんか。

〔挙手する者なし〕

発言もないようですので、この件に関しては終了いたします。

続いて、説明事項２．可児市幼稚園の設置等に関する条例の一部改正を議題とします。

執行部の説明を求めます。

こども課長（酒向博英君） この条例の一部改正は、瀬田幼稚園の入園料及び保育料の減免に関する規定の変更を行うものでございます。

午前中の予算決算特別委員会におきまして、新年度から幼稚園就園奨励費補助金の軽減措置の拡大に伴いまして、私立幼稚園に就園する生活保護世帯の保護者負担が無償となることを御説明いたしました。

瀬田幼稚園につきましては、現条例で生活保護世帯は年額２万円を限度として入園料及び保育料を減免することができるかと規定しておりますが、この生活保護世帯における負担を私立幼稚園と同一にするために全額減免に変更しようとするものでございます。

国の平成26年度予算が成立しておりませんので、６月議会への上程となりますが、４月１日にさかのぼって適用することを予定しております。以上でございます。

委員長（山口正博君） この件に関して質疑を行います。

質疑はございませんか。

〔挙手する者なし〕

発言もないようですので、この件に関しては終了いたします。

続いて、説明事項３．可児市児童館設置条例の一部改正を議題とします。

執行部の説明を求めます。

こども課長（酒向博英君） 資料２をお願いいたします。

改正の概要につきましては、先ほど健康福祉部次長から福祉センターの指定管理者制度導入の説明がありましたが、同様に児童館につきましても平成27年度から指定管理者制度の導入を進めるために、条例の改正を行おうとするものでございます。

資料の参考にありますとおり、市内には現在４つの児童館がありますが、平成27年度からの導入は、広見児童センターを除く３館を現在のところ予定しております。広見児童センターにつきましては、施設が老朽化していることや、現在駅前に計画しております拠点施設との整合性を図りながら検討を進める必要がありますので、平成27年度からの導入については除外しようとするものでございます。

御参考までに県内の児童館の状況を申し上げますと、平成25年４月１日現在、県内には73の児童館がございまして、自治体の直営が18、他の55の児童館は指定管理者による管理・運営を行っております。以上です。

委員長（山口正博君） この件に関して質疑を行います。

委員（川上文浩君） まず、課長の説明の中で福祉センター同様と、同様の指定管理という感覚ならいいんだけど、福祉センターは貸館業であって、児童センターは貸し館じゃな

いからね、児童センターというものは。そこをちょっと使い方に気をつけてください。

その上で質問しますけれども、当然指定管理にするイコール、ここに書いてあるように、サービスの向上や運営事務の軽減が期待できるということなんだけど、特にサービスが向上しないとだめなんだよね。せめて現状維持か向上という。それは何をもって図るつもりですか。指定管理にした後の話ですけれどもね。

こども課長（酒向博英君） 今の児童センター、児童館の利用の評価につきましては、1つには利用者数というのがございます。利用者数が減少していくということは、当然そこで児童が積極的に行きたいというふうに思わないということにもつながりますので、やはり一つの評価としては、現在の児童館の利用者数を拡大していくということが一つの評価になってくると思いますし、もう一つは、他の民間事業者が行っております児童館の視察等も行ってきましたが、そうした民間事業者による情報ですとか、それからネットワークによりまして、現在の児童館が行っている行事にさらに新しい視点でサービスを加えていくということが考えられるというふうに思います。

また、これは民間側の、受ける側の考え方にもよりますし、それからできるかどうかはありますが、例えば開館時間の拡大とか、そういったことも可能になるんじゃないかというふうに考えております。以上です。

委員（川上文浩君） 今、例えば数で見るという方法、利用者数でね。それ以外にも向上したよというものはかるべきものが要るであろうということと、それと確実によくなって、今全体でやっている可児市の持っている、子育て世代とか子育てに対する日本一を目指すとかというすごい目標があるわけだね。それに対して、必ずや応えられるんだということがあって指定管理に移行すると。ここに書いてあると、民間にできることは民間でというだけで、その部分が欠落しているんじゃないかというふうに、この一部改正の概要を見ると私はとっているんですけども、全体として可児市の目指す方向と、ここに書いてあることと、この児童センターと、3つがうまく僕の頭の中でリンクしてこないというのはあるので、きちっとしたところでそれをやってほしいということと、今おっしゃった、開館時間が例えば延びる。例えばじゃなくて、これをどういう形でプロポーザルになるかちょっとわかりませんが、やはりどういうところで具体的にサービスが向上するんだということを前提にして指定管理の募集をしていかないと、後から募集したらこういうのがついてきました、おまけとして開館時間が1時間延びました、2時間延びましたという指定管理なら、やる意味がないんじゃないですか。ちょっと教えてください、その辺。

こども課長（酒向博英君） まず、前段の児童センター、児童館の位置づけでございますが、これは一般質問の富田議員の御質問にお答えしておりますが、やはり今の子育て世代の意識では、児童センターの認知度、利用度、それから今後の利用意向は、非常に各施設の中でも高いという状況になっておりますので、当然今後も重要な子育ての拠点施設として位置づけて、そして利用者の拡大とか機能の充実を図っていくということは必要だというふうに考えております。

それから、後段の御質問につきましては、当然、要求水準というのがございますので、それを公募におきまして、可児市が求める要求水準というのをきちっと示して、それからそれに加えて民間からの、さらにサービスの拡充の提案等があればそれはやっぱり積極的に実施を求めたいというふうに考えております。

委員（川上文浩君） もう1点ですが、放課後児童クラブからキッズクラブにかえたときもモデル事業ということでやって、広げていったんだけど、これはそうやってやるつもりはないんですか。全部一遍に条例を変えて、広見以外3館は全て指定管理者に変えてしまうと。今までのやってきたやり方とちょっと方法が違うんで、どうかなあと思うんですけども、モデル事業としてやってみることはできないのかということ。スケールメリットがあるのかどうか、そこまで考えてやっているのかわかりませんが、そうなってくると、子育て支援とか、要は福祉云々は別としても、子育て支援とか子育て日本一を目指すところと、ちょっとかけ離れ過ぎちゃうんじゃないかというふうに思うんですけども、一遍に3館を指定管理にするために条例を改正するという意味はどこにあるのか、ちょっと教えてください。

こども課長（酒向博英君） 確かに1館だけ指定管理から進めてモデル事業でやっていくということも選択肢としてはあるというふうに考えておりますが、やはり市内の今の3館同時ということで、そこを一括でやったとしても、特に支障はないというふうに考えておりますし、あとはその指定期間を、今5年という期間が多いんですが、それを駅前拠点施設との関係もありますので、例えば3年というふうに指定期間を定めて、そこできっちり見ていくというようなことも今考えているところでございます。

委員長（山口正博君） よろしいですか。

そのほかにございませんか。

〔挙手する者なし〕

発言もないようですので、この件に関しては終了いたします。

続いて、報告事項、地域福祉計画についてを議題とします。

執行部の説明を求めます。

健康福祉部次長（安藤千秋君） 資料番号の3ですが、第2期可児市地域福祉計画（案）のパブリックコメントを実施しましたので、その結果について御報告いたします。

パブリックコメントの期間としましては、平成26年1月7日から1月27日まで実施しました。

6件の意見がございました。

意見と市の考え方につきましては、別紙のとおりでございます。

主なものにつきまして説明いたします。

1つ目の意見として、語句の説明がないということでよくわかりませんといった御意見でございます。市の考え方としましては、説明の必要な語句について、本文の下に注釈を加えるといった対応をさせていただきます。

それから一番最後ですが、6番目で社会福祉協議会についての記述をもう少し詳しく載せ

たらどうかといった御意見でございますが、指摘を受け、社会福祉協議会の活動内容について説明を加えることといたしました。以上です。

委員長（山口正博君） この件に関して質疑を行います。

質疑はございませんか。

〔挙手する者なし〕

発言もないようですので、この件に関しては終了いたします。

続いて、報告事項２．健康増進計画についてを議題とします。

執行部の説明を求めます。

健康増進課長（井藤裕司君） 私のほうからは、可児市健康増進計画について御報告をさせていただきます。

昨年12月の委員会で御説明をさせていただきましたとおり、第２期の健康増進計画につきましては、１月にパブリックコメントを実施し、その後必要な部分の修正をさせていただいて、この３月に策定の運びとなりましたので、本日御報告をさせていただきます。

第２期の健康増進計画の概要や構成につきましては、お手元に配付をさせていただいております資料番号４をごらんください。

基本的に前回の委員会で説明をさせていただいた内容と大きくは変わっておりませんが、パブリックコメントでいただいた御意見をもとに修正させていただいた内容がございます。

第４章、右端になりますが、具体的な取り組みのところの２番の乳幼児期の休養・こころの健康の親子のふれあいを大切にしましょうという行動指針の具体的な取り組みの内容についてでございますが、ここには書いてございませんが、授乳の際はテレビなどは消して赤ちゃんの顔を見て話しかけながら飲ませましょうという表記をしていたところでございますが、テレビや携帯電話、スマートフォンなどの使用はやめてというふうに修正をさせていただきました。

基本的に健康づくりは、市民一人一人が自発的・自立的に自分の生活スタイルに合わせ取り組んでいくものであるとの考え方をもとにこの計画書を作成しておりますが、市民の健康づくりの実践を市としてどのように支援していくのかについても、この計画の市が取り組む重点ポイントというのを絞って整理しております。

今後この計画に沿って、市としても市民の健康づくりの取り組みがどんどん広がっていくよう、市民の健康づくりを支援する仕組みや情報提供の方法などを具体的に進めてまいりますので、よろしく願いいたします。以上でございます。

委員長（山口正博君） この件に関して質疑を行います。

質疑はございませんか。

〔挙手する者なし〕

発言もないようですので、この件に関しては終了いたします。

ここで２時45分まで休憩したいと思います。

健康福祉部の方は、御退席いただいて結構です。お疲れさまでございました。

休憩 午後 2 時30分

再開 午後 2 時39分

委員長（山口正博君） 開始時間前でございますが、全員そろいましたので、休憩前に引き続き会議を再開いたします。

ただいま報道機関から取材の申し込みがあり、撮影をされますので御了承おきください。

続いて、報告事項 3 . いじめ防止基本方針についてを議題といたします。

執行部の説明を求めます。

学校教育課長（林 眞司君） それでは、私のほうから説明をさせていただきます。

平成24年に施行されました可児市子どものいじめの防止に関する条例の初めに、子どもはそれぞれかけがえのない存在であり、一人の人間として心も体も大切にされなければなりませんと記載されております。

可児市におけるいじめの防止にかかわる施策については、人づくり課が主管として取り組んでおります。今回の可児市いじめ防止基本方針の策定に当たりましても、担当課である人づくり課が中心となり進めてまいりました。

本日は、基本方針における学校や教育委員会にかかわる部分を中心に説明をさせていただきます。

平成25年 6 月28日付でいじめ防止対策推進法が公布され、9 月28日から施行されることになりました。法では、いじめの防止等のための対策を総合的かつ効果的に推進するための基本的な方針を定めることとしております。

基本方針の策定につきましては、法の第11条から第13条で、国と学校は策定の義務があり、地方公共団体においては努力義務と定めております。

配付させていただきました可児市いじめ基本方針の 1 ページから 3 ページをごらんください。そこには、いじめ防止等の対策の基本的な方向が示されております。

1 ページの(2)番、可児市子どものいじめの防止に関する条例の意義及びその一部改正についてをごらんください。

いじめの問題にかかわる動きとして、可児市では平成24年 5 月に可児市いじめ防止委員会が設置されました。市長部局の人づくり課に事務局を置き、担当課として所管することになりました。10月には可児市子どものいじめの防止に関する条例が施行されております。

今回法が施行されたことに伴い、条例の一部改正を行ったことをそのページで示しております。例えば、インターネットを通じての心理的な影響を与える行為の増加に伴い、第 2 条の のア、いじめの定義をより具体的な明記に変更しております。

また、用語の定義にかかわって子どもの定義を高校生まで広げております。

学校の定義につきましては、市立の学校、可児市立の小・中学校でございますが、とその他の学校、市内にある市立学校以外の学校に区分しました。このことにより、具体的に責務や啓発、通報等について明記しております。

資料2ページの2番、いじめ防止等の対策の基本理念をごらんください。

ここでは、可児市子どものいじめの防止に関する条例第3条にある基本理念、市、市立の学校、その他の学校、保護者、市民、事業者及び関係機関等は、子どもが安心して生活し、学ぶことができる環境を実現するため、それぞれの責務を自覚し、主体的、かつ相互に連携していじめの防止に取り組まなければなりません。子どもは、人との豊かな人間関係を築き、互いに相手を尊重しなければなりませんを示し、子供を育てる大人の役割と子供自身のあり方を明確にしております。

3ページから13ページまでで、いじめの防止から早期発見、対処、事後のケアという流れで具体的な内容を示しております。

いじめを防止し、起こったいじめに対応するには、組織的に素早く適切な対応をとることが必要です。そのために、いじめの未然防止、早期発見、いじめが起きたときの対処、対処後のケアという4つの項目を設け、家庭、園、学校、地域、その他の機関がどのように取り組むかを示しております。

4ページをごらんください。

学校においては、いじめを防止するために、児童・生徒の自主的・自発的な活動を進め、意識の向上を図ること。道徳教育や人権教育、体験活動等を推進することで社会性を育むこと。情報モラル研修を進めること。一人一人が参加し、活躍できるわかる授業づくりを進めることを示しております。

6ページからはいじめの早期発見について、8ページからはいじめの対処について書かれています。

いじめの早期発見、対処のために定期的なアンケート調査を行ったり、教育相談の場を設定したりして、児童・生徒の実態を把握することや、その情報を交流し共有することを決めています。

いじめの発見、通報を受けた場合には、速やかに組織的に対応し、いじめられた児童・生徒を守るとともに、問題の解決に当たります。

10ページをごらんください。

10ページにありますように、いじめの内容が重大事態と判断される場合には、学校と教育委員会が連携をとり、事実の調査を進めたり問題解決のための対処に当たったりすることを定めています。把握した内容について、教育委員会は市長への報告を行います。

12ページをごらんください。

いじめが一旦解決したと判断した場合でも、再発を防止するため、当事者へのケアを行います。例えば、福祉や心理等の専門家であるスクールソーシャルワーカーやスクールカウンセラーの活用、教育相談担当教諭の相談、外部専門家による支援等の協力を得て実施をします。

13ページをごらんください。

いじめ防止対策推進法第14条第1項に、地方公共団体は関係する機関や団体の連携を図る

ため、いじめ問題対策連絡協議会を置くことができるとされています。可児市では、可児市いじめ問題対策連絡協議会を設置し、第1回代表者を2月28日に実施しました。教育委員会関係としては、可児市小・中校長会長の代表者、県教育委員会の出先であります可茂教育事務所支援課長、当日は都合の関係で代理が出席をしました。それから可児市教育委員会学校教育課長、私が参加をしてみました。

2番の、人的体制の整備についても現在進めております。

16ページをごらんください。

この基本方針は、子供たちの学校生活満足度や、いじめの解消率等の指標を参考数値として総合的に評価を行い、3年ごとに見直しをしていきます。策定した原案は、1月22日から2月10日までパブリックコメントを受け付け、市民の方からの意見をいただきました。可児市のいじめ防止専門委員会、いじめ問題対策連絡協議会、教育委員会でも協議をいただき決定をしました。現在、各学校におきましても、学校の基本方針を作成中でございます。

以上のように、子供たちが温かい人間関係を築き、楽しく充実した学校生活を送ることができるよう、各機関等と連携して取り組んでいきますので、今後とも御支援、御協力をお願いいたします。以上でございます。

委員長（山口正博君） この件に関して、質疑を行います。

質疑はございませんか。

委員（川上文浩君） ちょっと教えてください。

最近、E d u c e 9という言葉ってどこにも出てこないよね。何か関連あるんですか。E d u c e 9の看板をおろしたとか、もうやっていないとか。

学校教育課長（林 眞司君） やっていないとか、看板をおろしたということはございません。

ただ、今、マイナス10カ月からという子育て部会の動きがございまして、現在E d u c e 9のあり方、今後のことについて検討をしようということで、検討中ということが現在の様子でございます。今の段階でE d u c e 9の言葉をおろすとかいうことのご決定は、まだしておりません。以上でございます。

委員長（山口正博君） 他に質疑はございませんか。

〔挙手する者なし〕

発言もないようですので、この件に関しては終了いたします。

続いて、報告事項4、学校給食異物混入対策マニュアルについてを議題とします。

執行部の説明を求めます。

教育総務課長（山本和美君） 資料の6をお願いいたします。

昨年9月に発生いたしました異物混入事案を受けまして、新しい異物混入の対応マニュアルを策定するというのを、教育長のほうからもお話があったとおりでございまして、今案としてまとめさせていただきましたので、簡単に説明をさせていただきたいと思っております。

まず、1ページをお願いいたします。

マニュアルの策定の目的というところでございますが、真ん中の段落で一番上の終わりの

ほうからですが、学校給食法の規定に基づく学校給食衛生管理基準を踏まえ、学校給食センター、学校、並びに食品納入業者への徹底した衛生管理や品質管理・安全確保体制のさらなる強化に努めるとともに、各関係機関の責任を明確にし、それぞれが責任を持って状況に応じた的確な判断と迅速な対応ができる仕組みとして、新しいこの異物混入対応マニュアルを策定しますというところが大きな目的ということになっております。

平成25年4月1日に策定しておりましたマニュアルにつきましては、本当に学校給食センターで発見した場合、学校で発見した場合のその場での対応を2ページでつくってございましたが、それをできるだけ細かく、詳しく、それぞれの責任を明確にしまして対応できるようにということで案を策定させていただいております。

2ページの2番、異物混入防止の対策というところでございますが、これも先ほど言いましたように、学校給食衛生管理基準にも相当詳しく書かれておりますものを、異物混入という視点から、学校給食センターの食品の選定、食品の検収、調理において、それから施設及び設備、調理器具の点検、記録というようなそれぞれの段階でどう対応していくかということ、前のマニュアルにはこういった部分はございませんでしたが、衛生管理基準と重なる部分が多々ありますが、改めてここに載せさせていただいたというような形をとっております。

次、3ページも同じように続きでございますが、5の配送、2番のところでは学校での衛生管理というところでは、当然給食センターから配送されたものを受け取ったり、給食センターを通さずに直接委託業者のほうから搬入されます主食類、パンとか米飯についてもありますので、そこら辺もしっかり検収するとか、そういったようなことが書かれております。

番では、さらに学校の中のクラスではどういう対応をすべきかということも書いてございます。

番で、岐阜県の学校給食会へどういう対応をするかということでございますが、給食会のほうで、加工委託工場に対して調査、指導、検査を実施されるというお話を伺っておりますので、そういったものに対して、もし何かあった場合は必要に応じて提出をお願いするとか、それから再発防止対策について報告を求めるといったようなことを書かせていただいております。

番で、その委託工場についても、必要に応じて立入検査をさせていただくということも書いております。

4ページへ行っていただきますと、これまで異物についての考え方といたしましては、前のマニュアルでは、1つが金属やガラス等、人体に危険と思われる異物混入の場合と、毛髪や虫、食材の包装材料の切れ端等混入の場合ということで、大きく2つに分けてマニュアルをつくってございましたが、今回は3つに分類するというところでちょっと変更をさせていただいております。

分類 1が金属やガラス等、人体に危険と思われる異物。分類2が衛生害虫と思われる異物や異臭等ということで、衛生害虫はこちらに写真で示してございますように、ゴキブリ、ハ

エ、クモなどが入っていた場合というのを一つの分類として、前よりは細かくさせていただいております。分類 で毛髪や食材に付着していた虫、食材の包装材料の切れ端と思われる異物ということで、上から順番に、いわゆる子供たちの生命、健康に害を及ぼす可能性のある強い順から分類 、分類 、分類 というような形で分類させていただいて、それぞれについて具体的に事案があった場合はどういうふうに対応していくかということをして次のページから書かせていただいております。

まず分類 、学校で発見した場合ということで、分類 、金属やガラス等、人体に危険と思われる異物が混入していた場合の対応ということで、混入のあった学校ではどう対応をするか。まず学級の担任の先生はどう対応をするのか、それから学校の校長先生はどう対応をするのか。それから、混入がなかった学級についても、先生はどう対応するのか。それから学校給食センターはどう対応をするか。教育委員会はどのよう対応をするかということで、それぞれの場合に分けてきめ細かく対応を書かせていただいております。

もう1枚資料で、分類 の場合のフロー図を参考資料として添付させていただいております。

まず、一番上のところに異物発見ということで、混入のあった学校でどうやりとりがあって、給食センターとのやりとり、教育委員会、それからその他の学校、それから岐阜県の関係機関とか岐阜県の学校給食会とのやりとりのフロー図を添付させていただいております。要は、5ページ、6ページに書かれているものが、フロー図で見るとこんな感じになりますというふうで理解をお願いしたいと思います。こういう形で、分類 、それから分類 ということ、それぞれの場合に分けて、それぞれの対応を用意しております。

それから、ずっと飛んでいただきまして、今度は13ページでございますが、5番の給食センターにおいて異物混入が発見された場合の対応ということで、これも先ほどと同じ分類 、
、
、 ということで、それぞれどう対応をしていくかということをして細かく規定させていただいております。

19ページのところで、全体を通して、6番になります、児童・生徒及び保護者への対応ということで、どう対応をしていくか。そして、代替食については乾パン等の保存食を各学校に保管しておき、学校給食センターの指示により使用するというふうになっておりますが、先ほどの予算決算委員会でも所長のほうからお話がありましたように、栄養食品、今考えておりますのは、いろいろ試食等をさせていただいたんですが、カロリーメイトの長期保存型のものがあるそうなので、そういったものを考えております。

8番で、給食時間の確保ということで、給食時間のほんの短い時間での対応となりますので、短い時間に何とかしないといけないということで、そこに焦りがあると判断をミスするというようなこともありますので、十分時間をとって判断できるように給食時間の繰り下げも考えてくださいということを書いております。

9番として、報道機関、その他の機関への報告等について書かせていただいております。

20ページ以降につきましては、可児市の危機管理規定というものがございまして、それを学校給食異物混入の危機管理と対応させた場合のフロー図がこういう形になりますということで載せさせていただいております。

その次のページは、それぞれの報告書の様式というような形で策定をさせていただいております。

きょう、これに対しまして委員会の皆さんから御意見をいただいて、来週教育委員会会議がありますので、そちらのほうで最終的に決定をさせていただけたらなというふうに思っておりますので、どうぞよろしく願いいたします。以上でございます。

委員長（山口正博君） この件に関して質疑を行います。

質疑はございませんか。

委員（川上文浩君） マニュアルですので、運用しながら、悪いところは訂正しながらでも結構だと思うんですけども、これはどこに設置しますか。このマニュアルをどこに置いておかれるか。

教育総務課長（山本和美君） まず、各学校にも置きますし、考えておりますのは、各先生にお配りしようかなという、データになるかもしれませんが、とりあえずは各先生にお配りをするというのと、それから医師会長のほうから学校の校医にも配付をしてほしいという依頼を受けておりますので、校医さんのほうにも配付をさせていただきたいというふうに思っております。

委員（川上文浩君） この対応マニュアルに対する研修なりは行われますか。

教育総務課長（山本和美君） まずは校長会、それから教頭会等でお話をさせていただく予定にはしております。

4月早々に、配膳員、それから用務員の衛生管理の研修会もありますので、そちらのほうでも配付して説明をしたいなというふうには思っております。

委員（川上文浩君） 異物混入というのはあってはならんことですが、なかなかならないというのが現実ですから、現場の先生方の、第一歩は現場なので、現場での研修とか、学校給食センターの調理員や配膳員の研修もしっかりとやっていただければ結構かなというふうに思います。以上です。

委員長（山口正博君） 他に質疑はございませんか。

委員（可児慶志君） 大変丁寧にできていると思いますので、これを遵守してやっていただければいいかと思うんですが、1つはきょう大変ある意味ではいいマニュアルができたと思うので、前にも意見で言ったように、学校給食会も含めてこのくらいのマニュアルをつくってもらって、それぞれの製造工場にきちっとこういうものが伝わっていくようにしてもらわないと、結局一貫した子供の食の安全を守るための流れになってこないと思うので、ぜひ提示するような機会があったら学校給食会のほうにも提示して、可児市ではこんなものをつくりましたと、ぜひ県のほうでもこの程度のものをつくっていただきたいという進言をしてもらいたいなと思います。お願いします。

教育総務課長（山本和美君） 一応教育委員会のほうで承認をいただきましたら、学校給食会もそうですが、県の保健所、それから可茂教育事務所等にもこのマニュアルを配付させていただきたいとは思っておりますので、よろしく願います。

委員長（山口正博君） 他に質疑はございませんか。

委員（山根一男君） 大変事細かく書かれていて、これが実践されれば大丈夫かなという感じがしております。特に3ページのところで、岐阜県学校給食会への対応なんていうところもちゃんと入って入っていて、非常に完成度が高いなと思っておりますけれども、実際これは、理事会があったかと思うんですけれども、先方ではこのことをどの程度認識されているか、何かその辺の情報がもしありましたら、関連してですけれども、お願いできませんでしょうか。

学校給食センター所長（渡辺哲雄君） 実は先般、理事会が給食会のほうでございまして、その席に出席をさせていただいた折に、このマニュアルの案をそのままお持ちしまして、事務局のほうに渡して、今指摘がありましたように3ページにこういう項目もあるし、可児市としてはこういうものをつくったので、まだ決定はしていませんが、1回目を通して承知してほしいということは念を押してまいりました。以上です。

委員長（山口正博君） 他に質疑はございませんか。

委員（川上文浩君） その理事会に出席した内容の報告を求めます。

学校給食センター所長（渡辺哲雄君） 理事会は、2月28日の昼から岐阜県学校給食会、柳津にあります。その事務所の2階で開催されました。

理事が15人中13人出席をされたということで、2人の理事が欠席をされました。そのほか監事が3名中2名出席、事務局員が4人出席ということで、全部で19人出席をされまして理事会が開催されました。

議事はいろいろありました中で、今回の異物混入についての議題もありまして、いろいろ議事の中では異物混入が一番時間をとって協議されたということでございまして、いろんな方面の方から意見をいただきました。

冒頭に給食会の副会長であります県の南谷という、これは県の教育次長だそうなのですが、出席をいただいて挨拶をいただいた中で、冒頭からこの異物混入についての考えというのを示されて、ちょっと用事があるということですぐ退席をされたんですが、そういう方も来て挨拶をされました。

それから理事長の挨拶がありましたが、理事長も同じように異物混入の件が主な挨拶の内容でございました。

結果的に申しますと、異物混入については、議会でも答弁をされたと思いますが、3つほどの改正をされたということで、まず第1点が、委託工場に対する衛生管理指導マニュアルというのを新たにつくったということが第1点。

第2点目には、衛生指導員というのを新たに4月から来ていただいて、その方が主に指導に当たっていただくということでございました。それはどういう方かということで問いただ

しましたら、薬剤師の資格を持った方だそうでございます。今現在は、岐阜市内の学校の給食調理業務にも従事しておられるということでございました。その方が、常勤ではないようですが、専属として4月から勤務をいただくようなこととございます。

もう1点は、今まで立入検査を年に1回、夏休みに実施をしておったということでございまして、委託工場は夏休みでございますので、当然のことながら操業はしておりません。そういう中で検査をしておったけれども、それでは不備だということで、年3回検査をしたいということでございました。その中には当然夏休み中の休業事態のときにもやるということですが、実際に操業しているときにも行きたいということでございました。

これは全部行くのはなかなか難しいので、ピックアップをして行きたいということでございましたが、中に県のPTAの役員やら顧問の方がお見えになりまして、その意見としては、ぜひ抜き打ちでやってくれというような、強いというか当たり前だと思いますが、そういう意見が出ました。

以上のようなことで、いろんな資料も示された中で議論がなされたということです。

もう1つ、委託工場の認定の委員会につきましても、今までは現状の工場も見ずにやっておったということでございましたが、これも全部見るというのはなかなか難しいということとございまして、選んで見ていただく方向で検討したいという返事でございましたし、今まで以上に写真とか附属の書類を整えた中で審議をしていただいて、委託工場の認定を進めたいというような理事長さんの御回答でございました。

それから、代替食については、これは私のほうからちょっと聞きましたが、なかなか難しいんだけど、さっきの予算委員会の説明でもちょっと申し上げましたが、レトルト食品を県の給食会としてはストックをしておきたいということでございますが、時間的な制約とかいろいろありますので、今後前向きに現場と調整をとりながら進めてまいりたいということで、具体的にどうするという話はありませんでしたが、理事長としては前向きにそれについても進めていきたいと、各給食センターからの要請があればそういうものもストックできるような状況にしたいというような趣旨の説明がありました。以上です。

委員長（山口正博君） ただいまの件につきまして、何か質疑ありますか。

委員（川上文浩君） この委員会では、対応がなぜそれだけおくれたのかとか、理事会がなぜ開かれないのかというような、聞いてきてほしいというような意見があったと思います。それについてはどうですか。

学校給食センター所長（渡辺哲雄君） 臨時の理事会をなぜ開かれなかったかというのは、私のほうから発言を申し出まして聞きました。

理事長の返事としては、開く必要がというか、開くのが要するというふうには理解しなかったと、臨時で理事会を招集しなければならないとの認識がなかったというようなことを申し上げられました。

委員長（山口正博君） その他質疑はございますか。

〔挙手する者なし〕

ないようでございますので、この件につきましても終了いたします。

以上で本日の案件は全て終わりました。

その他に何かございましたらお願いいたします。

〔挙手する者なし〕

発言もないようですので、これにて教育福祉委員会を閉会いたします。お疲れさまでございました。

閉会 午後3時14分

前記のとおり会議の次第を記載し、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

平成26年 3月12日

可児市教育福祉委員会委員長